○不利益処分についての審査請求に関する規則

昭和三十三年五月十六日

福島県人事委員会規則第十一号

〔不利益処分に関する審査に関する規則〕をここに公布する。

不利益処分についての審査請求に関する規則

（昭三八人委規則一七・平二八人委規則二四・改称）

不利益処分に関する審査に関する規則（昭和二十六年福島県人事委員会規則第六号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　審査請求（第五条―第十三条）

第三章　審査請求の審理手続

第一節　書面審理（第十四条―第十七条）

第二節　口頭審理（第十八条―第二十九条）

第三節　証拠調（第三十条―第四十六条）

第四章　裁決及び措置（第四十七条―第四十九条）

第五章　裁決に対する再審の請求（第五十条―第五十四条）

第六章　削除

第七章　審査及び再審の費用（第五十五条）

第八章　雑則（第五十六条・第五十七条）

附則

第一章　総則

（この規則の目的）

第一条　この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第八項及び第五十一条の規定に基づき、職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する市町村立学校の職員並びに法第七条第四項の規定により県が公平委員会の事務の委託を受けた市町村及び地方公共団体の組合の職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（昭三六人委規則一・昭三七人委規則九・昭三八人委規則一七・平一七人委規則一七・平二八人委規則二四・一部改正）

（当事者）

第二条　処分を行つた者を「処分者」といい、処分について法第四十九条の二第一項の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）をする者を「請求者」という。ただし、処分者がその処分を行つた後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなし、その処分を行つた者の職が廃止された場合においては、それに代ると認められる地位にある者を処分者とみなす。

２　「当事者」とは、請求者及び処分者をいう。

（昭三八人委規則一七・平三〇人委規則一一・一部改正）

（代理人）

第三条　当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

２　代理人は、当事者のためにその事案の審査に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取り下げは、特別の委任を受けなければ、することができない。

３　当事者が代理人を選任し、又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び職又は職業を書面で人事委員会に届け出なければならない。

４　代理人の行つた行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失うものとする。

５　人事委員会から当事者に対する通知その他の行為は、代理人が選任されている場合は、代理人にすれば足りるものとする。この場合において、二人以上の代理人が選任されているときは、いずれか一人の代理人にすれば足りるものとする。

（昭三八人委規則一七・昭四八人委規則二・平三〇人委規則一一・一部改正）

（審理委員の指名等）

第四条　人事委員会は、審査請求を受理した場合において必要があると認めるときは、人事委員会委員又は事務局長を審理委員に指名し、第十四条から第四十六条までに規定する人事委員会の権限に属する事務を行わせることができる。

２　人事委員会は、前項の規定により審理委員を二人以上指名したときは、当該審理委員のうち一人を審理委員長に指名しなければならない。

（昭三六人委規則一・追加、昭三八人委規則一七・一部改正、昭四五人委規則一三・旧第四条の二繰上・一部改正、平三〇人委規則一一・一部改正）

第二章　審査請求

（審査請求）

第五条　審査請求は、審査請求書正副各一通を人事委員会に提出してしなければならない。

２　審査請求を代理人によつてする場合は、審査請求書に委任状を添付しなければならない。

３　審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求者が記名しなければならない。

一　処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日

二　処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び勤務箇所

三　処分者の職及び氏名

四　処分の内容及び処分を受けた年月日

五　処分があつたことを知つた年月日

六　処分に対する不服の事由

七　口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別

八　法第四十九条第一項又は第二項に規定する処分説明書（以下「処分説明書」という。）の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかつたときは、その経緯

九　審査請求の年月日

４　審査請求書には、正副ともに、処分説明書の写各一通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかつたときは、この限りでない。

５　審査請求書には、前項の処分説明書の写のほか、関係書類その他の資料を添付することができる。ただし、審査の係属中においてもこれらの資料を提出することを妨げない。

６　請求者は、審査請求書及びその添付書類の記載事項に変更を生じた場合は、速やかにその旨を人事委員会に書面で届け出なければならない。

（昭三八人委規則一七・平二八人委規則二四・平三〇人委規則一一・令四人委規則二・一部改正）

第六条　削除

（昭四三人委規則一）

（審査の併合又は分離）

第七条　人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者の申請又は職権により、同一の若しくは相関連する事件に関して行われた処分又は請求者若しくは処分者が同一である処分に係る審査請求の審査を併合し、又は分離することができる。

２　人事委員会は、前項の規定により審査請求の審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

（平三〇人委規則一一・全改）

（代表者）

第七条の二　審査の併合に係る事案の請求者は、その請求者のうちから代表者一人を選任し、及び解任することができる。

２　人事委員会は、代表者が選任されていない場合で必要があると認めるときは、代表者を選任させることができる。

３　請求者が代表者を選任し、又は解任したときは、書面により人事委員会に届け出なければならない。

４　代表者は、併合に係る事案の請求者のために、審査請求の取下げを除き、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。

５　前条第一項の規定に基づき併合された審査請求について、審査を分離した場合及び他の審査請求の審査との併合を行つた場合には、第一項に規定する審査請求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　併合された審査を分離した場合において、なお代表者のした審査請求と審査が併合されている他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。

二　他の審査請求の審査との併合を行つた場合において、当該他の審査請求の請求人がその代表者に関し異議を述べないとき。

６　代表者が選任されている場合は、請求者に対する人事委員会の通知その他の行為は、代表者に対してすれば足りるものとする。

（平三〇人委規則一一・全改）

（審査請求書の調査）

第八条　人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、審査請求書の記載事項、添付書類、処分の内容、請求者の資格、審査請求書の提出期限等について調査するものとする。

２　前項の規定による調査の結果、審査請求書に不備の点があるときは、人事委員会は、期間を定めて請求者にその不備の補正を命ずることができる。この場合において、不備が軽微であつて、事案の内容に影響のないものであるときは、人事委員会は、職権により補正することができる。

（昭三八人委規則一七・平二五人委規則一一・平三〇人委規則一一・一部改正）

（審査請求の受理又は却下）

第九条　人事委員会は、前条の規定による調査を行つた後に、その審査請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

一　審査請求をすることができない者によつて行われた審査請求

二　処分に該当しないことが明らかな事実について行われた審査請求

三　法第四十九条の三に規定する期間経過後に行われた審査請求

四　審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかな請求者によつて行われた審査請求

五　前条第二項に規定する補正命令に従つた補正が行われない審査請求

六　前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備が補正できないもの

２　人事委員会は、審査請求を受理すべきものと決定したときはその旨を当事者に通知するとともに審査請求書の副本を処分者に送付し、却下すべきものと決定したときは理由を付してその旨を請求者に通知しなければならない。

（平二五人委規則一一・全改、平三〇人委規則一一・一部改正）

（受理後の却下）

第十条　人事委員会は、受理した審査請求が、第九条の規定により却下すべきものであつたことが明らかになつたときは、その審査請求を却下するものとする。この場合において、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

（平二五人委規則一一・追加、平三〇人委規則一一・旧第十条の二繰上・一部改正）

（処分の取消等）

第十一条　審査請求が人事委員会に係属中、処分者がその処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は、人事委員会及び請求者にその旨を通知しなければならない。

（昭三八人委規則一七・一部改正）

（手続の承継）

第十一条の二　請求者が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（以下「相続人等」という。）は、請求者の地位を承継する。

２　前項の規定により請求者の地位を承継した相続人等は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には当該承継を証明する書面を添付しなければならない。

３　前項の規定による届出がされるまでの間に請求者に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、当該相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。

４　相続人等が二人以上あるときは、そのうちの一人に対する通知その他の行為は、当該相続人等全員に対してなされたものとみなす。

５　審査請求の目的である処分に係る権利が請求者の一身に専属したものであるとき又は相続人等が人事委員会に対し請求者の地位を承継しない旨を申し出たときは、第一項の規定にかかわらず、相続人等は、請求者の地位を承継しない。

（平二五人委規則一一・追加）

（審査請求の取下）

第十二条　請求者は、人事委員会が事案について裁決を行うまでの間は、いつでも、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

２　審査請求を取り下げようとするときは、書面でその旨を人事委員会に申し出なければならない。

３　審査請求のうち、取下のあつた部分については、初めから係属しなかつたものとみなす。

（昭三八人委規則一七・一部改正）

（審査の打切り）

第十三条　人事委員会は、係属している審査請求が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該審査請求の審査を打ち切り、審査の終了を決定するものとする。

一　処分者が審査請求の対象となつた処分を取り消したとき。

二　審査請求の対象となつた処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。

三　請求者が死亡した場合において、次のア又はイのいずれかに該当することとなつたとき。

ア　その地位が承継されないとき又は相続人がないとき。

イ　死亡の日から一年以内に、第十一条の二第二項の規定による届出がなかつたとき。

四　請求者の所在が不明となり、審査を継続することができないとき。

五　請求者が審査請求を継続する意思を放棄したと認められるとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、審査請求を継続することにつき法律上の利益がなくなつたことが明らかなとき。

２　人事委員会は、前項の規定により審査を打ち切り、審査の終了を決定したときは、書面により、当事者にその旨を通知するものとする。

（平二五人委規則一一・全改）

第三章　審査請求の審理手続

第一節　書面審理

（書面審理）

第十四条　人事委員会は、請求者から口頭審理の請求がない限り、書面審理を行うものとする。ただし、人事委員会が事案の性質により必要があると認めるときは、口頭審理を行うことができる。

２　請求者は、口頭審理の中途において書面審理を請求することができる。この請求は、書面により行わなければならない。

（平三〇人委規則一一・一部改正）

（書面審理の手続）

第十五条　人事委員会は、書面審理を行う場合においては、処分者に審査請求書の副本及びその資料等を送付し、期間を定めて、答弁書及び必要な資料の提出を求めなければならない。

２　人事委員会は、必要があると認めるときは、請求者に処分者の答弁書の副本を送付し、期間を定めて、請求者に答弁書に対する反論書の提出を求めることができる。

３　人事委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する反論書の写を処分者に送付し、期間を定めて、再答弁書の提出を求めることができる。

（昭三八人委規則一七・一部改正）

第十六条　人事委員会は、必要があると認めるとき、又は当事者の請求があるときは、当事者に出頭を求めてその陳述をきき、その他適当な方法によつて事実の取調をすることができる。

２　当事者は、いつでも人事委員会に出頭して、意見を述べ、又はその他の資料を人事委員会に提出することができる。

（書面審理の調書）

第十七条　人事委員会委員長（以下「委員長」という。）は、書面審理の都度審理調書を事務職員に作成させるものとする。

２　書面審理調書には、委員長及び当該調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。

３　第一項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事案の表示

二　審理を行つた人事委員会委員の氏名

三　審理を終了した年月日

四　審理の内容の概要

（昭三六人委規則一・昭三八人委規則一七・平二八人委規則二四・平三〇人委規則一一・一部改正）

第二節　口頭審理

（口頭審理）

第十八条　請求者は、いつでも、書面審理の中途において口頭審理を請求することができる。この請求は、書面により行わなければならない。

（平三〇人委規則一一・一部改正）

（口頭審理の公開）

第十九条　請求者は、いつでも、口頭審理を公開し、又は公開しないことを書面により請求することができる。

２　人事委員会は、請求者から口頭審理の公開の請求があつたときは、口頭審理を公開しなければならない。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を示した上で、口頭審理を公開しないことができる。

（平一二人委規則一五・平三〇人委規則一一・一部改正）

（口頭審理の準備）

第二十条　人事委員会は、口頭審理の期日前に、審査請求書の副本及びその添付資料を処分者に送付し、期間を定めて、処分者の審査請求に関する答弁書の提出を求めることができる。

（昭三六人委規則一・一部改正）

第二十条の二　人事委員会は、必要があると認めるときは、人事委員会委員又は事務職員をして口頭審理の準備手続を行なわせることができる。

２　準備手続においては、人事委員会委員又は事務職員は、期日を定めて当事者の出頭を求めてその説明を聴き、又は書類の提出を求め、次に掲げる事項を調査するものとする。

一　口頭審理の期日に関する事項

二　事実の審理に関する事項

三　証拠の整理に関する事項

四　その他審理のために必要な事項

３　人事委員会委員又は事務職員は、第一項の規定により準備手続を行なつたときは、その都度その要領を記載した準備手続調書を作成し、当該調書に記名押印しなければならない。

（昭三六人委規則一・追加、昭三八人委規則一七・平二八人委規則二四・一部改正）

（口頭審理の通知）

第二十一条　人事委員会が口頭審理を行うときは、その都度書面をもつて、その日時及び場所を当事者又は代理人に通知しなければならない。

２　当事者の一方及びその代理人がともにやむを得ない事由によつて口頭審理の期日に出席できないときは、口頭審理の日前五日までに人事委員会に到達するように、理由を記載した書面を添えて、口頭審理の日時の変更を申請することができる。人事委員会は、その申請が正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定するものとする。

（平二八人委規則二四・一部改正）

（当事者の立会）

第二十二条　口頭審理は、当事者の立会のもとで行うものとする。ただし、人事委員会が適当と認めるときは、当事者の一方が出頭しない場合でも、口頭審理を行うことができる。

（審理手続の指揮等）

第二十三条　口頭審理は、委員長がこれを指揮するものとする。委員長は、当事者その他の関係者の発言を許し、又はその命に従わない者に発言を禁ずることができる。

第二十四条　委員長は、口頭審理の進行又は秩序維持のため必要があると認めるときは、傍聴者を退席させ、又は当日の審理を打ち切ることができる。

第二十五条　特別の事情がある場合には、委員長が指名する他の人事委員会委員が前二条に規定する委員長の職務を行うことができる。

（質問及び陳述）

第二十六条　委員長は、事案の内容及び当事者の主張を明らかにするために、当事者に質問し、及び陳述をなさしめ、又は立証を促すことができる。

２　人事委員会委員は、委員長に告げて、当事者に質問することができる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、事務職員に命じて当事者に質問させることができる。

（昭三六人委規則一・一部改正）

（争のない事実）

第二十七条　当事者の一方及びその代理人がともに口頭審理の期日に正当の理由がなくて出頭しなかつたとき、又は出頭しても相手方の主張した事実について争わなかつたと明白に認められるときは、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。

（最終陳述）

第二十八条　人事委員会は、口頭審理を終結する前に、当事者又はその代理人に最終陳述をし、かつ、必要な証拠を提出することのできる機会を与えなければならない。

（口頭審理の調書）

第二十九条　委員長は、口頭審理の都度事務職員をして口頭審理調書を作成させるものとする。

２　口頭審理調書には、委員長及び当該調書を作成した事務職員が記名押印しなければならない。

３　第一項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事実の表示

二　審理を行つた人事委員会委員の氏名

三　出席した当事者及び代理人の氏名

四　審理の場所及び年月日

五　審理を公開したこと又はしなかつたこと

六　審理の内容の概要

４　当事者又は関係人は、第一項の調書を閲覧することができる。

（昭三六人委規則一・昭三八人委規則一七・昭四三人委規則一・平二八人委規則二四・平三〇人委規則一一・一部改正）

第三節　証拠調

（証拠の申出）

第三十条　当事者及びその代理人は、審査が終結するまで、いつでも、人事委員会に対して証拠の申出をすることができる。

２　前項の規定により証拠の申出をする場合には、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一　証拠の表示

二　証拠の所在

三　証拠によつて証明しようとする事項

（平三〇人委規則一一・一部改正）

（証拠の申出の却下）

第三十一条　人事委員会は、当事者から証拠の申出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを却下することができる。この場合には、その旨をその申出をした者（以下「申出人」という。）に通知しなければならない。

一　申出る証拠を必要のないものと認める場合

二　申出人の故意又は重大な過失等により時期に遅れて提出したためにその調査が審理の進行を著しく遅延させると認める場合

三　前条の規定に違背した申出について、申出人がその補正を拒み、又は補正することができない場合

（昭三八人委規則一七・平三〇人委規則一一・一部改正）

（職権による証拠調）

第三十二条　人事委員会は、職権により、必要と認める証拠調を行うことができる。

（証拠調の委託等）

第三十三条　人事委員会は、必要があると認めるときは、その委員に委託し、又は事務職員に命じて証拠調を行うことができる。

（昭三六人委規則一・平三〇人委規則一一・一部改正）

（当事者の不出頭）

第三十四条　証拠調は、当事者が期日に出頭しない場合でも、これを行うことができる。

（証拠の収集）

第三十五条　人事委員会は、証拠を所持する者に対して、日時及び場所を指定してその証拠の提出を求めることができる。この場合において人事委員会は、その者に対し、正当の理由がなくて証拠を提出しなかつたとき、又は虚偽のものを提出したときは、法律上の制裁を受ける旨を通知しなければならない。

（平三〇人委規則一一・一部改正）

第三十六条　削除

（昭三六人委規則一）

（証人の呼出状）

第三十七条　人事委員会が証人を呼び出す場合には、次に掲げる事項を記載した呼出状により行わなければならない。

一　証人として指名された者の氏名、住所及び職業

二　出頭すべき日時及び場所

三　証言を求めようとする事項

四　正当の理由がなくて出頭しなかつた場合の法律上の制裁

（平三〇人委規則一一・一部改正）

（証人の宣誓）

第三十八条　人事委員会は、証人に対して証言を求めようとするときは、あらかじめ宣誓を行わせ、かつ、虚偽の証言を行つたときの法律上の制裁を告げなければならない。

２　宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。

３　宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事もかくさず、何事もつけ加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。

（令四人委規則二・一部改正）

（口述書）

第三十九条　人事委員会は、証人に対し、口頭による証言にかえて、次に掲げる事項を記載した書面で、口述書の提出を求めることができる。

一　口述書を提出すべき証人の氏名、住所及び職業

二　口述書を提出すべき日時及び場所

三　口述書により証言を求めようとする事項

四　正当の理由がなくて口述書を提出しなかつた場合の法律上の制裁

（平三〇人委規則一一・一部改正）

（証人に対する尋問）

第四十条　人事委員会は、必要があると認めるときは、いつでも、証人に対し、自ら尋問をし、又は当事者に尋問を許すことができる。

２　当事者の尋問が、既にした尋問と重複するとき、又は争点に関係がない事項にわたるとき、その他特に必要があると認めるときは、人事委員会は、これを制限することができる。

（対質）

第四十一条　人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を行わせることができる。

（証人尋問の分離）

第四十二条　証人が二人以上ある場合においては、人事委員会は、証人を分離し、各別に尋問するものとする。ただし、必要があると認めるときは、後に尋問すべき証人の在席を許すことができる。

（鑑定）

第四十三条　人事委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に証拠の鑑定を行わせることができる。

２　第三十二条から前項までの規定は、鑑定人の鑑定に準用する。

（昭三六人委規則一・一部改正）

（当事者尋問）

第四十四条　人事委員会は、必要があると認めるときは、申立て又は職権により、当事者本人を尋問することができる。

２　前項の規定により当事者本人を尋問する場合は、当事者本人をして宣誓をさせることができる。

３　人事委員会は、第一項の規定により当事者本人を尋問する場合において、必要があると認めるときは、当事者本人をその代理人及び相手方の当事者が尋問することを認めることができる。

４　第三十七条（第四号を除く。）、第三十八条（第一項を除く。）、第三十九条（第四号を除く。）及び第四十条第二項の規定は、当事者尋問について準用する。

（昭三八人委規則一七・全改、平一二人委規則一五・平三〇人委規則一一・一部改正）

（規定の準用）

第四十五条　第二十一条及び第二十三条から第二十六条までの規定は、口頭審理による証拠調を行う場合に準用する。

（調書の作成）

第四十六条　人事委員会は証拠調の都度調書を作成し、委員長又は証拠調を行つた人事委員会委員若しくは職員及び事務担当職員はこれに記名押印しなければならない。

２　前項の調書の作成には、第十七条及び第二十九条の規定を準用する。

（昭三六人委規則一・昭三八人委規則一七・平二八人委規則二四・一部改正）

第四章　裁決及び措置

（裁決及び裁決書の送付）

第四十七条　人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに裁決を行い、裁決書を作成しなければならない。

２　前項の裁決書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会委員の全員がこれに記名押印しなければならない。

一　当事者の表示

二　裁決

三　事実及び争点

四　理由

五　裁決の年月日

３　人事委員会は、裁決書の正本を当事者に送付するものとする。この場合において人事委員会は、当事者に裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求を行う権利がある旨をあわせて通知するものとする。

（昭三八人委規則一七・平二八人委規則二四・平三〇人委規則一一・一部改正）

（裁決に伴う指示）

第四十八条　人事委員会は、審査の結果必要があると認めるときは、任命権者に対し、請求者がその処分によつて受けた不当の取扱を是正することを書面により指示しなければならない。

（昭三八人委規則一七・平三〇人委規則一一・一部改正）

（裁決書の更正）

第四十九条　人事委員会は、裁決書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、いつでも、当事者の申出又は職権により更正することができる。

２　裁決書の更正は、裁決書の原本及び正本に附記して行うものとする。ただし、正本に附記することができないときは、更正通知書を当事者に送付して行うものとする。

（平三〇人委規則一一・全改）

第五章　裁決に対する再審の請求

（再審の請求）

第五十条　当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、人事委員会に対し、再審を請求することができる。

一　裁決の基礎となつた証拠が虚偽のものであることが判明した場合

二　事案の審査の際提出されなかつた新たなかつ重大な証拠が発見された場合

三　裁決に影響を及ぼすような事実について判断の遺漏が認められた場合

２　再審の請求は、裁決書の送達を受けた日から六月以内に行わなければならない。

３　再審の請求は、再審請求書正副各一通を人事委員会に提出してしなければならない。

４　再審請求書には、次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名しなければならない。

一　再審の請求をする者の氏名、住所及び生年月日

二　裁決の内容及び時期

三　再審を請求する事由

四　再審の請求の年月日

５　再審査請求書には、関係書類その他の資料を添付することができる。ただし、再審の場合における審査の係属中においてもこれらの資料を提出することを妨げない。

６　再審を請求した者は、再審請求書及びその添付書類の記載事項に変更を生じた場合は、速やかにその旨を人事委員会に書面で届け出なければならない。

（昭三八人委規則一七・平一七人委規則一七・平二八人委規則二四・平三〇人委規則一一・令四人委規則二・一部改正）

（再審の請求の受理又は却下）

第五十一条　人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項、添付書類、再審を請求する者の資格、再審の請求の期限、再審の請求等の事由等を調査し、その再審の請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる再審の請求については、却下するものとする。

一　再審の請求をすることができない者によつて行われた再審の請求

二　前条第一項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかな理由によつて行われた再審の請求

三　前条第二項に規定する期間経過後に行われた再審の請求

四　再審の請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかな者によつて行われた再審の請求

五　第五十三条において準用する第八条第二項に基づく補正命令に従つた補正が行われない再審の請求

六　前各号に掲げるもののほか、不適法にされた再審の請求で不備が補正できないもの

２　人事委員会は、再審の請求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに、再審請求書の副本を相手方当事者に送付し、却下すべきものと決定したときは、理由を付して、その旨を再審を請求した者に通知しなければならない。

（平二八人委規則二四・平三〇人委規則一一・一部改正）

（再審の請求の受理後の却下）

第五十一条の二　人事委員会は、受理した再審の請求が、前条第一項の規定により却下すべきものであつたことが明らかになつたときは、その再審の請求を却下するものとする。この場合において、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

（平二八人委規則二四・追加、平三〇人委規則一一・一部改正）

（職権による再審）

第五十二条　人事委員会は、裁決の後第五十条第一項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により、再審を行うことができる。

（昭三八人委規則一七・一部改正）

（再審における規定の準用）

第五十三条　第一章（第一条を除く。）、第二章（第五条、第六条、第八条第一項、第九条及び第十条を除く。）及び第三章の規定は、再審の場合における審査の手続に準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは、「第五十一条第一項」と読み替えるものとする。

（平二八人委規則二四・全改、平三〇人委規則一一・一部改正）

（裁決及び措置）

第五十四条　人事委員会は、審査の結果、最初の裁決を正当であると認める場合にはこれを確認し、不当であると認める場合には最初の裁決を修正し、又は最初の判定を取り消し、新たに裁決を行わなければならない。

２　第四十七条（第三項後段を除く。）から第四十九条までの規定は、前項の場合に準用する。

（昭三八人委規則一七・一部改正）

第六章　削除

（平二八人委規則二四）

第五十四条の二　削除

（平二八人委規則二四）

第七章　審査及び再審の費用

（審査及び再審の費用）

第五十五条　審査及び再審の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

一　第三十条の規定により当事者が申出をした者（人事委員会が費用を当事者の負担とすることが適当でないと認める場合を除く。）以外の者で、人事委員会が職権で喚問した証人及び鑑定人の宿泊料、旅費及び日当

二　人事委員会が職権で行つた証拠調に関する費用

三　人事委員会が文書の送達に要した費用

（昭三六人委規則一・平三〇人委規則一一・一部改正）

第八章　雑則

（文書の送付）

第五十六条　文書の送付は、使送又は郵便によつて行う。

２　文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

３　公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を福島県報に掲載して行うものとする。この場合において、福島県報に掲載された日から十四日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。

（平二五人委規則一一・追加）

（雑則）

第五十七条　この規則に定めるもののほか、審査請求、審査手続、裁決及び再審に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（平三〇人委規則一一・全改）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三六年人委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三七年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附　則（昭和三八年人委規則第一七号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行前に提起された審査請求については、この規則による改正前の規定によつてされた手続は、この規則による改正後の相当規定によつてされた手続とみなす。

附　則（昭和四三年人委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年人委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年人委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年人委規則第一七号）

１　この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

２　改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第五十条第二項の規定は、平成十七年一月一日以後に不利益処分についての不服申立てに関する規則第四十七条第三項の規定による裁決書の送達を受けた場合における再審の請求について適用し、同日の前日以前に同項の規定による裁決書の送達を受けた場合における再審の請求については、なお従前の例による。

附　則（平成二五年人委規則第一一号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の日前から引き続き係属している不服申立てについて、改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定によってなされた手続は、改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定によってなされたものとみなす。この場合において、改正後の規則第十三条第一項第三号イの規定の適用については、同号イ中「死亡の日」とあるのは、「不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（平成二十五年福島県人事委員会規則第十一号）の施行の日」とする。

附　則（平成二八年人委規則第二四号）

１　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

２　改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第一条に規定する処分についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成三〇年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年人委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。